破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第２３４２号

福岡県春日市弥生２丁目57番地　時平コーポ202号

債務者　丸山土木こと　丸山　健一

1　決定年月日時　平成23年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柳沢　賢二
4　破産債権の届出期間　平成24年１月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月20日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９０号

福岡県行橋市大字稲童2135番地　サーフェストヴィレッジＳＤＢＣ―101

債務者　中地　輝久

1　決定年月日時　平成23年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中尾　晴一
4　破産債権の届出期間　平成23年12月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月16日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第７３９２号

大阪府吹田市千里山西６丁目62番Ａ―909号

債務者　菊池　成江

1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　友紀
4　破産債権の届出期間　平成24年１月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月13日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６４４号

名古屋市昭和区前山町２丁目13番地、住民票上の住所名古屋市昭和区前山町２丁目７番地の１

債務者　ヒロミ商會こと　神谷　厚徳

1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　千絵
4　破産債権の届出期間　平成23年12月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月21日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４５０号

盛岡市東仙北２丁目６番46号　ハイツ石川Ｎｏ３―101号、旧住所盛岡市下米内字閉伊街道23番地３

債務者　兼平　義之

1　決定年月日時　平成23年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　萩原　達也
4　破産債権の届出期間　平成23年12月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月14日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第９１号

千葉県茂原市法目1223番地23

債務者　渡邊由美香

1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　好生
4　破産債権の届出期間　平成23年12月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月29日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第５２７号

金沢市北町丁113　アイボリーガーデン206号室、住民票上の住所石川県河北郡内灘町字緑台２丁目195番地

債務者　笠谷　峰和

1　決定年月日時　平成23年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　向峠　仁志
4　破産債権の届出期間　平成23年12月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月１日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第７１０号

神奈川県厚木市まつかげ台17番５号

債務者　伊藤　俊司

1　決定年月日時　平成23年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白川　秀信
4　破産債権の届出期間　平成23年12月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月27日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６８号

熊本県球磨郡あさぎり町深田東638番地

債務者　橋口　弘安

1　決定年月日時　平成23年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江越　和信
4　破産債権の届出期間　平成23年12月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月24日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
熊本地方裁判所人吉支部

平成２３年（フ）第６１号

大分県日田市大字日高970番地22

債務者　中野　雄介

1　決定年月日時　平成23年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森脇　　宏
4　破産債権の届出期間　平成23年12月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月12日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２３年（フ）第３００号

岡山県倉敷市鳥羽1197番地19

債務者　朝田　朝春

1　決定年月日時　平成23年11月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大熊　裕司
4　破産債権の届出期間　平成24年１月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月23日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第４２３号

愛知県稲沢市朝府町７番１―306号

債務者　伊藤　克敏

1　決定年月日時　平成23年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　美穂
4　破産債権の届出期間　平成24年１月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月16日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第４３４号

愛知県一宮市東島町１丁目27番地11

債務者　内海　健次

1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柚原　　肇
4　破産債権の届出期間　平成23年12月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月17日午前11時15分
6　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第９０２号

大阪市淀川区加島１丁目57番１―203号、前住所兵庫県尼崎市長洲東通１丁目５番27号

債務者　美根　久義

1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　昌之
4　破産債権の届出期間　平成23年12月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月２日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係